

新	旧
第11条の4（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） (1) お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「<u>非課税口座開設届出書</u>」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類</u>で「<u>勘定廃止通知書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をした場合を含みます。</u>）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまのご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 (2) お客さまが当社に対して「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類</u>で「<u>勘定廃止通知書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの又は電磁的方法による<u>廃止通知書等記載事項の提出又は提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）及び特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまのご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u> 第11条の5（非課税口座の開設について） 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に、お客さまがその年の1月1日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定	第9条の5（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまのご指示を踏まえて速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 （新 設） 第9条の6（非課税口座の開設について） 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします

新	旧
及び特定非課税管理勘定を、お客さまがその年の1月1日において18歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第11条の6（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） （現行通り） 第12条（特定課税未成年者口座の設定） お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが開設している預金口座、貯金口座若しくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。 第13条（課税管理勘定における処理） お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。 第14条（課税管理勘定の金銭等の管理） 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ① お客さまの特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ② お客さまの特定基準年以後の各年 ①に定める払出し及びお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該金銭その	が、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第9条の7（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） （省 略） （新 設） （新 設） （新 設）

新	旧
他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由(お客さまの教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し 第15条 (非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止) 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。 第16条 (契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い) お客さまの基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由(第8条若しくは第14条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じ。)が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項及び第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返	(新 設) (新 設)

新	旧
還があった時における含み益について課税いたします。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。 第17条（非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理） (1) お客さまが18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客さま名義の預貯金口座からの入金 ② お客さま名義の当社証券口座からの入金 (2) お客さまの基準年の前年12月31日までに、お客さまが非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客さま名義の預貯金口座への出金 ② お客さま名義の証券口座への移管 (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。 (4) お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第10号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 (5) やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。 (6) お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。 第18条（代理人による取引の届出） (1) お客さまの代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。	(新 設) (新 設)

新	旧
す。 (2) お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 (3) お客さまの法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの二親等内の者に限ることとします。 (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第19条（法定代理人の変更） お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。 第20条（12歳を迎えた場合の取引残高の通知） お客さまがその年の1月1日において12歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。 第21条（お客さまが成年を迎えた場合の通知） お客さまがその年の1月1日において18歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客さまの開設している非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600万	(新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
円から 1,800 万円(うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円)に変更されること。 第22条 (手数料) (現行通り) 第23条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) (現行通り) 第24条 (非課税口座取引である旨の明示) (現行通り) 第25条 (異動、出国、死亡時の取扱い) 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。 ① (現行通り) ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③ (現行通り) 第26条 (契約の解除) (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第 10 号へに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ④ 前条②の「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	第10条 (手数料) (省 略) 第11条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) (省 略) 第12条 (非課税口座取引である旨の明示) (省 略) 第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い) 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。 ① (省 略) ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。 ③ (省 略) 第14条 (契約の解除) (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (新 設) ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ 前条②の「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

新	旧
⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 (2) (現行通り)	⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 (2) (省 略)

第 13 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第21条（課税未成年者口座への入出金処理） (1) お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①～② (現行通り) (削 除) (2) (現行通り) ① (現行通り) (削 除) ② お客さま名義の証券口座への移管 (3)～(6) (現行通り) 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年から2027 年までの各年(その年の1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (現行通り)	第21条（課税未成年者口座への入出金処理） (1) お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①～② (省 略) ③ <u>現金での入金(依頼人がお客さまである場合に限ります。)</u> (2) (省 略) ① (省 略) ② <u>現金での引出(窓口で行うものに限りま</u> <u>す。)</u> ③ お客さま名義の証券口座への移管 (3)～(6) (省 略) 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年以後の各年(その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (省 略)